

伊 監 第 201 号  
令和 2 年 1 月 28 日  
(2020 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 12 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

2 監査の対象部局

都市活力部	産業振興室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課
		建築指導課
教育委員会事務局	生涯学習部	社会教育課 (少年愛護センターを含む)
		スポーツ振興課

3 措置を講じた部局

都市活力部	産業振興室	文化振興課
教育委員会事務局	生涯学習部	社会教育課 (少年愛護センターを含む)
		スポーツ振興課

4 監査の期間

令和元年(2019年)10月21日～令和元年(2019年)12月25日

5 監査結果提出日

令和 2 年(2020年)1月17日

6 措置の内容

別紙令和 2 年(2020年)1月23日付け伊活産文第 695 号、令和 2 年(2020年)1月27日付け伊教委生社第 1154 号の回答文書のとおりです。

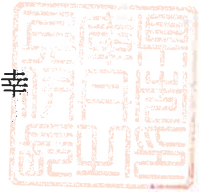


伊活産文第695号  
令和2年1月23日  
(2020年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸



### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

1 監査の対象部局

都市活力部 産業振興室 文化振興課  
都市整備室 都市計画課、建築指導課

2 措置を講じた部局

都市活力部 産業振興室 文化振興課

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

4 監査の期間

令和元年(2019年)10月21日～令和元年(2019年)12月25日

5 措置の内容

別紙のとおり



## 監査結果に対する措置について

都市活力部 産業振興室 文化振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 貸与物品の管理について</b></p> <p>美術館、工芸センター、演劇ホールは指定管理者によって管理運営されており、文化振興課所管の備品が使用されています。この備品については、指定管理者との基本協定書に「物品等を、無償で乙に貸与する」と規定されていることから、伊丹市、指定管理者の両方で貸与物品一覧表を保有し管理しています。</p> <p>しかし、上記の施設において備品台帳と貸与物品一覧表に登録された重要物品で現物が無いものが4件、公印で現物が無いものが5件ありました。これは既に廃棄した備品について、備品台帳上の廃棄手続が行われていなかったことによるものです。</p> <p>伊丹市会計規則第106条には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されており、備品台帳や貸与物品一覧表を適切に管理する必要があります。特に重要物品については、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2項により決算の添付書類である財産に関する調書に記載されるものです。</p> <p>上記の施設に貸与している物品で、既に廃棄しているものについて廃棄手続を行い、備品台帳や貸与物品一覧表を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。</p> <p><b>(2) 伊丹市芸術家協会の会計について</b></p>	<p>ご指摘のありました件については、直ちに廃棄手続を行い、備品台帳及び貸与物品一覧表を正しいものに改めました。今後は適切な管理を行っていきます。</p>



監査結果に対する措置について

都市活力部 産業振興室 文化振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
い。	

伊教委生社第 1154 号  
令和 2 年 1 月 27 日  
(2020 年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市教育長 木下



### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 12 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 監査の対象部局

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課 (少年愛護センター含む)、スポーツ振興課

#### 2 措置を講じた部局

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課 (少年愛護センター含む)、スポーツ振興課

#### 3 監査の種別

定期監査 (地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

#### 4 監査の期間

令和元年(2019年)10月21日～令和元年(2019年)12月25日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり



## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 収入事務受託者の駐車場使用料の金融機関への払込みについて</b></p> <p>指定管理者に委託している北部学習センター使用料の徴収事務については、徴収事務委託仕様書によると、徴収した使用料を10日ごとに集計し、その翌日（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。また、伊丹市会計規則第24条第3項には「収入事務受託者は、契約の定めるところにより歳入を徴収し、又は収納し、これを委託収納金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない」と規定されています。</p> <p>平成31年4月から令和元年9月までの収納状況を確認したところ、徴収した施設使用料については10日ごとに集計し、金融機関に払込みがなされていましたが、駐車場使用料については1カ月ごとに集計し、払込みがなされていません。</p> <p>徴収事務委託仕様書と実務の乖離を改め、適切に事務を行ってください。その際には、払込みにかかる手間やコストと徴収金保管のリスク等の観点から、現状の収納期間が適切であるかについても再検討してください。</p> <p><b>2 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 貸与物品の管理について</b></p> <p>生涯学習センターは指定管理者によって管</p>	<p>ご指摘いただいた件については、仕様書と実務に乖離がありました。今後は、収納期間の見直しも含め、事務に掛かる手間やコストと人員配置をはじめとした管理体制とのバランスを図りながら実態に見合った適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>ご指摘いただいた備品管理につい</p>

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>理運営されており、社会教育課所管の備品が使用されています。この備品については、指定管理者との基本協定書に「物品等を、無償で乙に貸与する」と規定されていることから、伊丹市、指定管理者の両方で貸与物品一覧表を保有し管理しています。</p> <p>しかし、生涯学習センターでは、備品台帳上社会教育課所在となっている備品 10 件が使用されており、これらは貸与物品一覧表に記載がありませんでした。また、貸与物品であるにもかかわらず、備品シールが貼付されていない備品が 27 件ありました。</p> <p>伊丹市会計規則第 106 条には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されており、備品台帳や貸与物品一覧表を適切に管理する必要があります。</p> <p>生涯学習センターに貸与している備品の所在確認を行い、備品台帳と貸与物品一覧表を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。</p> <p><b>(2) 準公金の支出について</b></p> <p>少年愛護センターの予算で執行した執務室のブラインドカーテン代について、後日寸法違いにより、代金の不足(5,054 円)が生じ、この不足分を任意団体の準公金から支出していました。</p> <p>本来、公費で支出を行うべきところ、予算不足等の理由により準公金から支出を行うこと</p>	<p>て、所在地の登録誤りが是正されていないものについては所在変更を行ったうえで備品シールを貼付し、備品シールが貼付されていないものについては発行のうえ貼付いたしました。今後は、貸与物品について適切な備品管理に努めてまいります。</p> <p>ご指摘の任意団体の準公金からの支出については、不適切なものであったと認識し、不足代金を公費で支出する等の手続きを行い、業者への支払いを完了いたしました。</p> <p>今後は、任意団体の会計管理方法の見直しを含め適切な会計事務を行う</p>



## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>は適切とは言えません。</p> <p>当該支出については、任意団体に承認を得た上で事務局として執行したとのことですが、適正な支出事務に改めてください。</p>	<p>よう努めてまいります。</p>

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 収入事務受託者の使用料の金融機関への払込みについて</b></p> <p>指定管理者に委託している稲野公園運動施設使用料の徴収事務については、徴収事務委託仕様書によると、徴収した使用料を1週間以内（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。また、伊丹市会計規則第24条第3項には「収入事務受託者は、契約の定めるところにより歳入を徴収し、又は収納し、これを委託収納金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない」と規定されています。</p> <p>平成31年4月から令和元年9月までの収納状況を確認したところ、徴収した使用料のうち変形自転車使用料及び卓球使用料については、概ね10日分の収入をまとめて金融機関へ払い込む処理が常態化していました。また、運動広場の専用使用料については、あらかじめ予約日に徴収した使用料を使用月の初めに払い込む処理となっており、徴収後、指定管理者が1カ月以上保管しているものもありました。</p> <p>徴収事務委託仕様書と実務の乖離を改め、適切に事務を行ってください。</p> <p><b>(2) スポーツ教室における講座等参加料収入について</b></p> <p>スポーツ振興課が実施するスポーツ教室は、スポーツ教室の事前説明会を開催後、申込みを</p>	<p>使用料の徴収事務について、徴収事務委託仕様書に基づき、適切な事務を行うよう指定管理者に指導し、実務との乖離を改めます。</p> <p>スポーツ教室の実施にかかる全ての収入と支出について、地方自治法第</p>



## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>支出をしていました。</p> <p>スポーツ教室は、市の主催事業であるため、このシステム利用の費用については任意団体が支払う必要がありません。</p> <p>今後は、公費で支払を行うように会計事務を改めてください。</p> <p><b>(2) 週休日等の振替について</b></p> <p>スポーツ振興課の平成 31 年 4 月から令和元年 9 月までの超過勤務命令伺書 26 件を確認したところ、週休日等に命ぜられた勤務時間を複数の勤務日の時間に振り替えているものが 2 件あり、いずれも精算が必要でした。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行ってください。</p> <p><b>(3) 小学校プール開放事業の委託契約について</b></p> <p>小学校プール開放事業の運営については、小学校ごとに設置の小学校自由プール運営委員会と単独随意契約によって委託契約を締結しています。</p> <p>伊丹市立小学校自由プール事業実施要領及び契約書に基づくと、委託料の限度額は 1 校当たり 179,000 円で、監視等業務従事者の日当については、1 回当たり 3,000 円を限度としています。しかし、委託料の支払内容を確認したところ、これらの限度額を超えた支出が見受けられました。この委託料の限度額を超えた支出の要因は、委託とは別にスポーツ振興課で募って派遣したボランティアへの謝礼金を委託料に上乘せして支払をしていたことによるものでした。また、監視等業務従事者のリーダーには</p>	<p>ご指摘をいただいた件については、速やかに訂正し、精算処理を行います。今後は、超過勤務命令及び週休日等の振替について、庶務事務システムの適正な運用を図り、適切な事務処理を行います。</p> <p>小学校プール開放事業の委託契約について、委託料の支出にあたっては、実施要領や契約書に基づき適切な事務を行うよう改善します。</p>

## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 回当たり 4,000 円を支払っていました。委託料は委託契約書に基づき、委託業務の対価として支出するものであり、委託料と謝礼金は別で管理すべきです。</p> <p>今後は、委託料の支出にあたっては、実施要領や契約書に基づき適切な事務を行ってください。</p> <p><b>(4) 伊丹市民スポーツ祭種目別大会委託料の精算処理について</b></p> <p>伊丹市民スポーツ祭種目別大会については、伊丹市体育協会と単独随意契約により委託契約を締結しています。契約書において、委託内容は市民の誰もが参加できる別添種目の市民スポーツ祭開催を支援することとし、別添で対象の種目別大会を示しています。委託料の用途としては、各種目の 31 協会に対して 14,000 円～25,000 円を渡している状況です。</p> <p>当該委託料は、大会が未実施の場合は、返還を求めています。平成 30 年度の委託料において、返還されていないものが 1 件見受けられました。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行うとともに、今後は適切な事務処理を行ってください。</p> <p><b>3 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 貸与物品の管理について</b></p> <p>緑ヶ丘体育館・プールは指定管理者によって管理運営されており、スポーツ振興課所管の備品が使用されています。この備品については、</p>	<p>ご指摘をいただいた件については、速やかに訂正し、精算処理を行います。</p> <p>緑ヶ丘体育館・プールに貸与している備品の所在確認を行い、備品台帳と貸与物品一覧表を正しいものに改め</p>



## 監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>告では、現在高と帳簿等残高は一致していましたが、異なる団体間の準公金の流用は、一時的な処理であってもミスや不正につながるリスクが高く、不適切な処理と言わざるを得ません。</p> <p>スポーツ振興課は、複数の団体の事務局を担い、準公金を管理していますが、担当者1人に事務処理を任せるのではなく、複数職員による事務分担や定期的に複数人による現在高の確認を行う体制を構築し、団体間での準公金の流用を行わないように適正な会計事務を行ってください。</p> <p><b>4 公の施設の指定管理について</b></p> <p><b>(1) 行政財産の目的外使用許可等について</b></p> <p>市は、緑ヶ丘プールの夏期屋外売店及び食堂事業を、令和元年度から指定管理者の自主事業として承認しています。伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理要領によると、自主事業を実施する場合、原則として当該事業に伴う施設使用料等を市へ収めなければならないとされています。</p> <p>当該売店及び食堂は、使用料が設定された場所ではないため、行政財産目的外使用許可の手続を行う必要がありますが、この使用許可を行っていませんでした。行政財産目的外使用許可の申請書の提出を求め、行政財産の目的外使用許可を行い、目的外使用料の納入について適切な事務を行ってください。</p>	<p>緑ヶ丘プールの夏期屋外売店及び食堂事業に伴う行政財産の目的外使用について、指定管理者と協議した上で、許可申請の手続き及び目的外使用料の納入事務を適切に行います。</p>

